

2009年7月10日

「JPCERT/CC 脆弱性関連情報取扱いガイドライン」の改定版を公開

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター（以下「JPCERT/CC」といいます。東京都千代田区、代表理事：歌代和正）は、我が国における脆弱性関連情報の適切な流通を図るため枠組みである「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップ」のガイドラインの改定を受けて、2009年7月10日、脆弱性関連情報の取扱いに関する製品開発者向けのルールや運用手順等を定めた「JPCERT/CC 脆弱性関連情報取扱いガイドライン」を改定しました。

JPCERT/CC は、2004年の経済産業省告示「ソフトウェア等脆弱性関連情報取扱基準」に基づく情報セキュリティ早期警戒パートナーシップの運用開始当初から、ソフトウェア製品等に関する脆弱性関連情報を取り扱う調整機関として、受付機関に指定されている IPA（独立行政法人情報処理推進機構）とともに、制度運用の中核を担ってきました。

本制度における脆弱性関連情報の流通の枠組みは、世界でも先駆的な取り組みとして着実に成果を上げてきてきているところですが、届け出られたソフトウェア製品等に関する脆弱性に関し、対象製品の開発者に連絡が取れない等の理由により調整が進捗しない場合の対応手順がガイドラインに規定されていなかったことから、当該脆弱性に関する対策情報の公表が行えず、利用者が脆弱な製品をそれと知らずに使い続けるケースがあり、問題となっていました。

今回の改定は、2008年度の「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する研究会」（座長：土居 範久、中央大学教授）における検討結果を受けて公表された「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップガイドライン 2009年度版」の改定内容を反映させたものであり、脆弱性のある製品の開発者に連絡が取れない場合における脆弱性関連情報の公表等の取扱いを追記しています。

JPCERT/CC は、今後とも、製品開発者との連携のもと、ソフトウェア製品利用者に向けた脆弱性情報の適切な公開が滞りなく行われるよう、努めてまいります。

資料ダウンロード先 URL : http://www.jpccert.or.jp/vh/guideline_2009.pdf

「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップ」とは

「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップ」は、「ソフトウェア等脆弱性関連情報取扱基準」（平成16年経済産業省告示第235号）の告示を踏まえ、国内におけるソフトウェア等の脆弱性関連情報を適切に流通させるために作られた枠組みです。

IPA、JPCERT/CC、社団法人 電子情報技術産業協会(略称：JEITA)、社団法人 コンピュータソフトウェア協会(略称：CSAJ)、社団法人 情報サービス産業協会(略称：JISA)及び特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会(略称：JNSA)は、脆弱性関連情報の適切な流通により、コンピュータウイルス、不正アクセスなどによる被害発生を抑制するために、関係者及び関係業界と協調して国内におけるソフトウェア等の脆弱性関連情報を適切に取り扱うための指針「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップガイドライン」を策定、運用しています。

■ 本件に関するお問い合わせ先

JPCERT/CC 情報流通対策グループ 古田

Tel: 03-3518-4600 Fax: 03-3518-4602 E-mail: office@jpcert.or.jp

■ 報道関係からのお問い合わせ先

JPCERT/CC 事業推進基盤グループ 広報 江田

Tel: 03-3518-4600 Fax: 03-3518-4602 E-mail: pr@jpcert.or.jp